

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

569
19/6/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200



2020年NPT再検討会議第3回準備委員会期間中に開催されたアボリッション2000総会の参加者。(2019年5月5日、ニューヨーク、ゴダード・リバーサイド・コミュニティセンター。写真提供:アボリッション2000)

主筆■梅林宏道
編集長■湯浅一郎

発行■NPO法人ピースデポ
〒223-0062
横浜市港北区
日吉本町 1-30-27-4 1F

Tel 045-563-5101
Fax 045-563-9907
e-mail: office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

郵便振替口座■
00250-1-41182
特定非営利活動法人 ピースデポ
銀行口座■
横浜銀行 日吉支店
普通 1561710
特定非営利活動法人 ピースデポ

2020年NPT再検討会議第3回準備委員会

勧告案に合意できず、2020年に不安残す 米国の「安全保障環境」論の危険性

4月29日から5月10日、2020年核不拡散条約再検討会議に向けて最後となる第3回準備委員会がニューヨーク国連本部で開かれた。議長が提案した2020年再検討会議に向けた勧告案を巡り多くの議論がなされたが、核兵器国と非核兵器国の溝は埋まることなく、勧告の合意に至らないまま幕を閉じた。特に、米国は、核軍縮へ向けての安全保障環境を整えることを優先させる新イニシアチブを提案し、議長案に強い拒否の意を示した。議長勧告案を巡る各国の主張を整理し、米国の新しい取り組みについて考察する。

核不拡散条約(以下、NPT)は、2020年に条約発効50周年、無期限延長から25周年を迎える。前回の2015年再検討会議では、核兵器国と非核兵器国の協議が決裂し、最終文書の採択に至らないまま閉会となった。2020年の再検討会議を成功さ

せるために、今回は重要な準備委員会であった。

議長の勧告案をめぐる対立が表面化

サイド・モハマド・ハスリン・アイディ議長(マレーシア大使)は、5月3日、2020年NPT再検討会

今号の
内容の

NPT第3回準備委員会の総括<資料1>サイド議長勧告案、<資料2>米国の議長勧告案への声明、<資料3>米国のWP:核軍縮のための環境を創る [連載] いま語る(88)中村桃子さん(日韓朝の若者ネットワークを模索) /6月15日号は休みます。次号は7月1日合併号です。

議に向けた勧告の草案を各国に提示した¹。多くの西側諸国が草案を肯定的に評価したのに対し、多くの非同盟諸国は主に軍縮に言及する部分に関しての強化を訴えた。また核軍縮促進に力を入れる新アジェンダ連合(NAC)は「軍縮に関する部分は今までの約束の履行に十分に焦点を当てていない。今までの約束の履行に基づいて前進するよりもむしろ、再解釈あるいは過去の合意からの後退さえも導き得る」とし、軍縮部分についての修正提案をした²。さらに、「同条約第6条への締約国の努力と、核兵器を削減し究極的に廃棄するためのさらなる努力を引き受けるという核兵器国の努力を想起」した草案主文第4節において、さらなる緊急性を表現することも提案した³。

各国から寄せられた反応と要求を踏まえ、最終日前日の5月9日、サイド議長は、勧告案の改訂版を発表した⁴。改訂版は、主に核兵器の非人道性に関する言及が充実し、核軍縮に関する部分でより明確な言葉を使うことによって表現が強化された。この改訂版に対し、多くの非同盟諸国は高く評価をした。またNACは、改訂版が全ての締約国の懸念を聞き入れて修正されたとし、一部の国からの要求にだけ応えるような勧告でない点で、改訂版を肯定的に評価した。さらに、改訂版の文言は、既存の合意された約束と一致しているとも述べた⁵。

一方で、米国をはじめとする西側諸国は、核軍縮に関する表現が強化されたことを理由に反発した。特にロバート・ウッド米国軍縮大使は最初の草案に比べ、改訂版は「劇的に悪化」しており、「全会一致を獲得することは全くありそうもない」と表明し、反対の意思を示した。さらに、改訂版は「軍縮共同体の分裂と分極化を増加させる」とも述べた⁶。米国と同様の立場をとるフランスは、改訂版は、「集团的ビジョンを発展させることとまったく逆のことを提案している」と述べ、改訂版には「有害な要素」が含まれており、「NPTの存在そのものを脅かす」と主張した。英国は、改訂版は「全会一致から遠のく」とし、米国、フランスと同様、反対の意思を述べた。米核兵器依存の非核兵器国であるドイツは改訂前の草案に立ち戻ることを推奨し、改定案に反対の立場を示した。同じ米核兵器依存の非核兵器国である日本、オランダ、ポーランドは、改訂版は草案を巡る協議をバランスの取れた方法で反映していないとし、否定的に評価した⁷。

初めの草案から一変して、核兵器国が強く反対する結果となり、全会一致は見込めない状況となった。議長は5月10日、改訂版の勧告を議長自らのワーキングペーパーとして提出した。(3ページの資料1に抜粋)。同日、米国は議長のワーキングペーパーに対し「断固として拒否する」とのワーキングペーパーを出した(5ページの資料2)。

このように会議は、再検討会議への勧告に合意できなかった。ともかくも会議は、NPTが核軍縮・不拡散レジームの要めであることを確認し、2020年再検討会議の議長にアルゼンチンのラファエル・グロッシ大使を決定し、2020年へ向け最低限の準備を整えた。

米、安保環境論で軍縮後退を図る

勧告案への米国の強い反対には背景となる理由がある。

米国は今回のNPTで、「ステップ・バイ・ステップの軍備管理アプローチは限界に達した」⁸と述べ、米国の「核軍縮のための環境を創る」(CEND)という新たなイニシアチブを提起した。そのためワーキングペーパーを提出し(5ページ資料3に抜粋)、同文書で「環境を創る作業部会」を作り、その第1回総会を今年の夏にワシントンで開く予定であるとしている。そして、米国は4月30日にCENDに関するイベントを国連本部内で開催した。なお関連するワーキングペーパーは、「核軍縮のための条件を創る」という名で昨年4月18日にも提出されている⁹。

CENDに関するワーキングペーパー第5項は、「安全保障環境の課題を無視しながら、核兵器の削減や禁止を試みるだけでは、軍縮の課題を解決することはできない」とし、安全保障環境を整えることが最優先であると主張している。また、「世界の安定を維持するために核抑止を必要としてきた根本的な安全保障上の懸念に対処するための対話を求める」(第7項)とし、そもそもの核兵器の生産につながった根本的な安全保障環境に関しての対話が必要であると述べている。

5月2日、英国はCENDを「歓迎し、今後、議論に参加することを楽しみにしている。」と賛同の意思を表明した¹⁰。同日、米核兵器依存の非核保有国であるオーストラリアはCENDは「有用なイニシアチブである」と評価した¹¹。また、日本は、CENDが、「多くの利害関係者が関与する建設的かつ対話的な任務の機会を提供できることを願っている」と肯定的に評価した¹²。さらに、5月14日、参院外交防衛委員会で日本共産党の井上哲士議員がCENDへの日本政府としての評価と対応について質問したのに対し、河野太郎外務大臣は、日本がこのイニシアチブに貢献できるとして、「今後参加を検討していきたい」と積極的な姿勢を表明した¹³。

しかし、核兵器そのものの非人道性や危険性、核兵器の削減に焦点を当てずに、環境を理由に軍縮の前進を止めてしまうことは許されることではない。このイニシアチブの前提には、冷戦後の核軍縮の時代は終わり、新たな核軍備競争の時代に入ったという時代認識がある。その「新たな核軍備競争」こそが今日の安全保障環境であり、その改善

を優先させるべきだとしている。そのような環境を作ったのが米国自身であることを考えると、このイニシアチブは、核軍縮に関して、長年にわたり国際社会が積み上げてきた努力と成果をないがしろにしかねない危険性をはらんでいる。

今回の準備委員会では、議長の勧告案めぐり、核兵器国および核依存国と非核兵器国の溝が埋まることなく、閉幕した。今後、米国は同盟国を巻き込んでCENDをさらに強化し、来年の再検討会議で、米国がCENDを自国の中心的な提案とすることも想定される。その際に多くの同盟国が賛同を示せば、NPT第6条を根拠に核軍縮を推進していくという道が困難に直面する。2020年NPT再検討会議に向け残された時間で、1995年以来、蓄積されてきたNPT合意の履行を求めていく努力の強化が不可欠である。とりわけ唯一の戦争被爆国を認める日本政府は、核兵器の役割を減じ、核兵器依存政策から脱する道を歩む選択をし、2020年再検討会議に臨むことが強く求められる。(平井夏苗、湯浅一郎) ㊦

注

1 2020年再検討会議への議長勧告案(2019年5月3日)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom19/documents/CRP4.pdf>

2 リーチング・クリティカル・ウィル「NPTニュース No.5」(2019年5月9日)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/>

Disarmament-fora/npt/NIR2019/NIR16.5.pdf

3 2と同じ。

4 2020年再検討会議への勧告改訂版(2019年5月9日)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom19/documents/CRP4Rev1.pdf>

5 リーチング・クリティカル・ウィル「NPTニュース No.6」(2019年5月10日)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/NIR2019/NIR16.6.pdf>

6 5と同じ。

7 リーチング・クリティカル・ウィル「NPTニュース No.7」(2019年5月10日)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/NIR2019/NIR16.7.pdf>

8 ロバート・ウッド米軍縮大使「クラスター1での米国の声明」(2019年5月2日)

<http://statements.unmeetings.org/media2/21491922/usa-cl-1.pdf>

9 「核軍縮のための条件を創る」(2018年4月18日)

<https://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.II/WP.30>

10 「クラスター1での英国の声明」(2019年5月2日)

<http://statements.unmeetings.org/media2/21491962/uk-cluster-i-disarmament.pdf>

11 バネッサ・ウッド・オーストラリア軍縮会議顧問「クラスター1でのオーストラリアの声明」

<http://statements.unmeetings.org/media2/21492039/australia-1-new.pdf>

12 高見澤将林軍縮会議大使「クラスター1での日本の声明」(2019年5月2日)

<http://statements.unmeetings.org/media2/21491946/japan-1.pdf>

13 参議院インターネット審議中継

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

日付から審議を検索できる。

<資料1>

2020年NPT再検討会議第3回準備委員会でのサイド議長勧告案(抜粋)

2019年5月10日、ニューヨーク

注記:

1995年NPT再検討会議は、「条約の再検討プロセスの強化」(NPT/CONF.1995/32(第1部))についての決定1を採択した。2000年NPT再検討会議は、「強化された条約再検討プロセスの有効性の向上」を含む最終文書を採択した。そこでは、特に、「7.準備委員会のそれぞれのセッションにおける課題の検討は、事実に基づいて要約されなければならない、その結果はさらなる議論のために、次のセッションへの報告書により伝えられなければならない。第3回と、必要に応じて第4回セッションにおいて、過去のセッションでの討議の結果を考慮して、準備委員会は、再検討会議に対する勧告を含む全会一致の報告書を作成するためにあらゆる努力を行わなければならない」と述べられていた。NPT/CONF.2000/28(第1部及び第2部)

そのため、準備委員会の3回目(最終)のセッションでは、再検討会議に対する勧告を含む全会一致の報告書を作成するためにあらゆる努力を行うことを義務付けられている一方で、最初の2回のセッションでは、事実に基づいた要約を作成することを義務付けられている。

それに従って、以下の2020年NPT再検討会議に向けた議長勧告が、加盟国による検討材料として提示された。勧告は、再検討会議での作業を損なうことなく、意見の相違と収束に関する国々の考え及び立場を反映するための、議長による最大の努力であり、国々の最終的な立場は反映していない。それは、2020年再検討会議において示されるであろう。

準備委員会の第3回会合は、前向きな姿勢の中で行われ、それは最後まで続いた。しかしながら、さらなる協議と交渉を行うための時間が無くなったため、議長は自らの権限の下、ワーキング・ペーパーの形で再検討会議に対し勧告を伝達することを決定した。

このワーキング・ペーパーは政府代表の立場、または2020年再検討会議の最終結果を害することなく、議長の責任の下に提出される。

議長のワーキング・ペーパー(この作業文書は、議長の権限の下に、再検討会議に提出されている。)

2020年NPT再検討会議に向けた議長勧告

準備委員会は、NPTの条項の完全な履行及びその目的の実現に向けて、決意をもって進み続ける必要性を再確認するとともに、それに沿って、再検討会議での作業を損なうことなく、2020年再検討会議に対し検討材料として以下の勧告を行う。

1. 特にNPT発効50周年及び無期限延長25周年を念頭に置いて、NPTと、その完全かつ迅速な履行、NPT上の義務及び過去の再検討会議での約束の変わらぬ効力への努力を再確認する。
2. NPTが世界の核軍縮及び不拡散

体制の要であり、国際的な平和及び安全に不可欠であり、原子力の平和利用における国際協力を円滑にしているという確信を再確認する。

3. NPTの3本柱を完全かつ差別なく、バランスよく履行することは、NPTの信頼性、有効性の促進、及びその目標の実現にとり依然として不可欠であることを再確認する。

4. 1995年再検討・延長会議、2000年再検討会議の最終文書、2010年再検討会議の「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」を含む、NPTの枠組み内でなされてきたこれまでの合意の再確認とともに、NPT全条項及びその目的の完全な履行の約束を再確認する。

5. すべての加盟国のNPTを完全に履行するという責任と、その達成のために、開かれた、包括的で透明性のある対話が重要であることを再確認する。

6. 条約を基礎にした軍縮構造が損なわれていることに対する懸念を表明するとともに、関連する条約同士が相互に補強し合う関係を強調する。

I. 核軍縮

7. すべての加盟国がNPT第6条の下で誓約している、すべての加盟国によるNPT第6条の完全かつ効果的な履行への努力及び、核兵器国による核軍縮につながる形で保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を再確認するとともに、核兵器国が関連する義務を遵守するため直ちに行動することを求める。

8. NPT及び核兵器のない世界を達成するという目標に完全に合致する政策を追求するというすべての加盟国、とりわけ核兵器国による努力を再確認する。

9. 核兵器国が、自国の保有核兵器の完全廃棄を、不可逆かつ透明で検証可能な方法により達成するための取り組みを加速させることを求める。

10. ロシア連邦と米国の2国間における軍備管理の合意の存続及び継続的な履行の重要性を再確認するとともに、この点に関して、新戦略兵器削減条約(新START)の延長及び、一層の削減達成につながる後継措置に関する交渉を含む、急速な進展の必要性を再確認する。

11. 核軍縮及び核不拡散による、国際的な平和及び安全保障への必要不可欠な貢献を再確認する。

12. 核兵器の完全廃棄を視野に入れた、国際的な安定と安全保障を促進するような方法による、核兵器システムの警戒態勢を減らすための具体的かつ

測定可能な措置を求める。

13. 核軍縮の達成という文脈において、信頼の醸成及び、意図的な、または誤算による、もしくは偶発的な核兵器使用のリスクの低減に寄与することのできる手段の精巧さを求める。

14. 加盟国に対し、2020年NPT再検討会議及びその後の再検討サイクルにおいて、過去の再検討サイクルの中でなされた約束を含むNPTの履行について報告すること及び、透明性を高めるため、決められた頻度で、更なる定期報告を行うことに同意することを奨励する。核兵器国が報告の標準様式に同意することを求め、また、すべての加盟国が国ごとの報告が正確で、最新の、完全かつ比較可能な情報の提供を確実にする報告様式を使用することを求める。2020年再検討会議及び次回の再検討サイクルにおいて、国別報告書の内容について対話型討論を行うための十分な時間が配分されることを奨励する。

15. 核兵器国に対し、新型の核兵器の開発を停止し、既存の核兵器の質的改良を慎み、核兵器の完全廃棄を目指して、全ての軍隊、及び安全保障上の概念、ドクトリン、そして政策における核兵器の役割と重要性を一層低減させることを求める。

16. あらゆる意図的あるいは偶発的な核爆発を含む、核兵器による壊滅的な人道上的結末に対して深い懸念を改めて表明するとともに、核戦争により全ての人類にもたらされ得る惨状を防止するため、またその結果として生じる、核戦争の危険を回避し人びとの安全を守るための措置を講じるためあらゆる努力をする必要性についてさらに検討を行うことを求め、すべての国が、いかなる時も、国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守することの必要性を再確認する。

17. すべての国による包括的核実験禁止条約(CTBT)を促進する責任を想起しつつ、CTBTを可能な限り早期に発効させることを求める。この点に関して、核兵器国の特別な責任を強調しつつ、CTBTの発効に必要な、残りの発効要件国8か国による同条約の署名及び批准の両方またはいずれか一方を求める。CTBT発効までの間、核爆発実験に関するモラトリアムを維持することの必要性と、CTBTの目標及び目的を損なう可能性のあるあらゆる行動を慎む必要性を再確認し、暫定技術事務局及び国際監視システムに対する支援を増やすことを求める。

18. ジュネーブ軍縮会議において、核兵器及び他の核爆発装置を禁止する、検証可能で差別のない包括的な条

約に関する協議を直ちに開始することを求める。

19. ジュネーブ軍縮会議において、核兵器及び他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産を禁止する、検証可能で差別のない、そして普遍的な条約に関する協議を直ちに開始することを求める。

20. ジュネーブ軍縮会議において、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対して非核兵器国を保証するための法的拘束力を持つ効果的な国際的な取り決めに関する協議を直ちに開始することを求める。

21. 核兵器のない世界を達成し維持するために、核兵器を禁止する、法的拘束力を持つ規範の必要性を認識する。

22. 多くの加盟国による、核兵器禁止条約および同条約のNPTとの補完性への支持を認識する。

23. 核兵器のない世界を達成し維持するために、効果的かつ信頼できる核軍縮の検証が必要不可欠であることを再確認し、この点に関して、適切な多国間の技術能力の向上とともに、核兵器国と非核兵器国間の信頼及び信用を促進することを目的として現在行われている作業を歓迎する。

24. さらに非核兵器地帯の創設及び、非核兵器地帯条約のすべての議定書が発効することと、前述の議定書に関連して核兵器国が行った留保及び解釈に関する声明の再検討、及び2020年4月の第4回非核兵器地帯・モンゴル会議を考慮することを支持する。

II. 核不拡散

25. 国際原子力機関(IAEA)の保障措置が、核不拡散体制の基本的構成要素であり、NPTの履行において不可欠な役割を果たしており、核協力推進に資する環境創造に寄与していることを再確認する。

26. IAEAが、IAEA憲章及びIAEAの保障措置システムに従って、NPT第3条第1節に基づく義務の履行において約束された、加盟国による保障措置協定の遵守を検証し確保する責任を持つ監督当局であることを再確認する。この点に関して、IAEAの権威を損なういかなる行為もなされるべきでないことを強調する。

27. IAEAとの間で包括的保障措置協定を未だ発効させていない加盟国に対し、遅滞なく、可能な限り早期に発効させることを強調する。少量議定書を未だ修正または破棄していないすべての加盟国に対し、可能な限り早期にそのように行動するよう奨励す

る。また、追加議定書を未だ締結し発効させていないすべての加盟国に対し、可能な限り早期にそのよう行動するよう奨励する。

28. 要請に応じて、IAEAが、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結、発効および履行において加盟国をさらに促し、補助することを奨励する。また、IAEAと加盟国が、包括的保障措置協定の普遍化及び追加議定書の遵守を促進するような具体策を検討することを奨励する。

29. 包括的保障措置協定が、申告済み核物質の転用がないことに関する保証を提供するという協定の主目的において成功しており、かつ未申告の核物質及び活動が行われていないことに関する一定の保証を提供してきたことを認識する。モデル追加議定書が規定する措置の履行が、有効かつ効果的な方法により、加盟国全体において未申告の核物質及び活動が行われていないことに関する信頼性を向上させてきたことを留意する。また、多くの加盟国が、これらの措置がIAEAの保障措置システムの不可欠な要素として導入されてきたとみなしていることに留意する。また、追加議定書の締結はいかなる国にとっても主権上の専権事項であるが、いったん発効すれば、同議定書は法的義務となることに留意する。

30. ある加盟国が、NPT第3条第1節に従って締結し、発効した追加議定書により補完された包括的保障措置協定を持つ場合については、両方の文書に含まれる措置が、当該加盟国にとっての強化された検証基準に相当することに留意する。追加議定書が、重要な信頼醸成措置の象徴であることに留意する。

31. すべての加盟国に、NPTの第3条で義務付けられているように、IAEAが保障措置を適用する責任を効果的に

果たすことができるよう、政治的、技術的、財政上の支援を引き続き確実に受けられるようにするとともに、IAEAの保障措置の一層の有効性の強化及び能力向上を目的としてIAEAの理事会が採択した決定を支持し履行することを求める。

32. IAEAの保障措置の信頼性、有効性、統合性を維持することの重要性を強調し、保障措置の履行が技術的に基づいて、効果的で、透明性があり、差別的でなく、客観的であり続けなければならないことを強調する。

33. 自国の輸出管理を確立する上で、効果的な国内ルール及び規制を確立し履行し、多国間で交渉され合意されたガイドラインや了解事項を未だ活用していない加盟国に対し、そうすることを奨励する。

34. すべての加盟国に対し、当該国の責任の範囲内で、物理的防護を含む、核物質や他の放射性物質のライフ・サイクルのすべての段階における高度に効果的な核セキュリティを達成し維持すること及び、機密情報を保護することを求める。すべての加盟国に対し、核セキュリティの強化のための取り組みにおいて、IAEAの放射性物質の安全管理に関する出版物を考慮し適用することを奨励する。

35. 世界規模での核セキュリティの枠組みを強化し、核セキュリティの分野における国際的な活動を調整する上でIAEAの中心的な役割を再確認する。IAEAが核保安活動を実施し、国が必要とする支援を行うことを可能にするため、核セキュリティ基金を通じて行うものも含め、加盟国がIAEAに適切な技術的、人的、そして財政上の資源を提供し続けることの必要性を強調する。

36-39(略)

III. 核エネルギーの平和利用(中略)

IV. 地域問題

58. 1995年の中東に関する決議の目標の完全な履行及び実現のための努力を継続し、2019年に開催される中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設置に関する拘束力のある条約の協議のための会議を考慮する。

59. 国連安保理決議第2231号により承認されたイランの核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)の履行の継続に対する強力な支援を留意する。同計画の完全な履行に向けた進展が確実に見られるよう、すべての当事国が建設的な関与を維持する必要性を強調する。

60. 朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)の核問題を外交により解決することの重要性とともに、朝鮮半島における平和と安定を維持することの重要性を強調し、朝鮮半島の完全な非核化のための対話及び関与の継続に向けた努力を奨励する。すべての国が関連する国連安保理決議を完全に履行すべきことを強調する。DPRKに対し、全ての核兵器及び現行の核開発計画を、関連する国連安保理決議で義務付けられているように完全かつ検証可能で不可逆的な方法により放棄することを強く要請する。NPTに従い、DPRKが核兵器国の地位を得られないことを再確認する。DPRKに対し、NPT及びIAEAの保障措置に早期に復帰するよう強く求める。また、DPRKに対し、包括的核実験禁止条約に署名し批准することを要請する。

V. NPTの普遍性及びその他の条項(略)

(原文英文、訳:ピースデポ)

出典:

<https://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.III/WP.49>

<資料2>

議長勧告に関する米国の声明 アメリカ合衆国による作業文書

2019年5月10日

1. 米国は、勧告に関する議長のワーキングペーパーを、2020年NPT再検討

会議で議論の土台とすることを、断固として拒否する。我々は、準備委員会が2020年の議論の出発点となるバランスの取れた文書を生み出すことに失敗したことを、残念に思う。

2. 米国はこれからの1年間、再検討会議で成功を収めるために、現実的で、

建設的な努力を重ねることに力を注ぎ続ける。

(原文英文、訳:ピースデポ)

出典:

<https://undocs.org/NPT/ONF.2020/PC.III/WP.50>

<資料3>

「核軍縮のための環境を創る」 (CEND)構想を実現する(抜粋) アメリカ合衆国作業文書

2019年4月26日

1. NPT準備委員会(PrepCom)の2019年の会議は、NPT加盟国が2020年の再検討会議で成功を収めるための土台作りを進める機会である。成功を可能にするためにも、米国は、2020年NPT再検討サイクルを通して、核軍

縮におけるより現実的な対話を促すことに力を注いできた。

2. 米国は2017年NPT準備委員会で、強力な不拡散レジームを維持することが、いかに軍縮において前進を生む状況を作り出すことに役立つかを

強調した作業文書 (NPT/CONF.2020/PC.I/WP.39)を提出した。文書が示したようにNPTの中心的な条項—不拡散 (第1-3条)、原子力の平和利用 (第4条)そして核軍縮 (第6条)—は、時に競合する利益だと誤って言われることがあるが、実際には全てのNPT加盟国に共通する利益である。特に、文書は、強力な不拡散レジームを維持することは、核の平和利用における協力を可能にし、核軍縮をより進めやすい環境をつくりだすことに役立つことを強調した。

3. 作業文書は、核不拡散レジームが過去50年にわたって、共通の利益を実現してきたという驚くべき記録を説明した。NPTが効力発生の前夜に多くの人々が恐れていたような核拡散の雪崩ではなく、こうした兵器を保持する国家の数は10か国よりも少ないままである。また、過去50年間では、原子力・科学・技術の平和的な利用の素晴らしい進歩があり、そうした利用の普及によってかつてないほどに恩恵が広がった。核リスクの低減や、核軍備競争の停止と核軍縮に関する効果的な手段という点においても、大幅な進歩がある。核不拡散レジームの成功は、平和利用と軍縮の進展を実現することに役立つのである。

4. 不拡散は核軍縮のさらなる進展のために必要な手段であるものの、NPT加盟国がこうしたさらなる進展への進路を決める上で、検討しなくてはならない唯一の要素ではない。支配的な安全保障環境の性質もまた、軍縮の進展の見通しにおいて重要である。

5. 軍縮への挑戦は、核兵器を単に減らそうとしたり、禁止しようとするだけでは達成できない。その間、安全保障環境の課題を直視しないことや国際安全保障環境が向上することを単純に待つことは、状況を悪化させるだけの可能性が高い。したがって、核軍縮に向かう実行可能であるあらゆる道筋は、検討されなくてはならないし、この共通の目標に向かうための進展を現在阻んでいる安全保障環境の問題を改善しなくてはならない。

6. 安全保障環境の状況に対応することの重要性は、米国の戦略文書—近年の安全保障環境が大幅に後退していることに言及した2018年米国核態勢見直し (NPR)や国家防衛戦略に限らず—において頻繁に言及されている。NPRはまた、核兵器が突き付ける課題について、米国が交渉で解決するという意図を持ち続けているということを強調し、米国は「米国、同盟国、パートナーの安全保障を前進させ、検証可能で法的拘束力があり、責任をもって

義務を順守するパートナーを含んでいる軍備管理の努力に力を注ぎ続ける」ことを明らかにしている。

7. NPT6条の意味において軍縮の「効果的な措置」を追求する—および、条約の前文が求めているように軍縮を促すために、国家間の緊張を緩和し、信頼を強化する—米国の継続した約束を示すために、米国は、「核軍縮のための条件を創り出す」と呼ばれる概念を導入する新たな作業文書 (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.30)を、2018年準備委員会に提出した。作業文書において、主要な大国の紛争を未然に防ぎ、グローバルな安定を維持するために、米国は核抑止を必要とする根本的な安全保障の懸念を議論する対話を呼びかけた。文書が明らかにしたように、そのような対話はNPTの精神を具体化し、グローバルな軍縮の議論に現実的で確実な道筋を提示する。関心を持つ全ての国の真剣な貢献を引き出すために、米国は、将来の軍縮をより実行しやすくする環境をつくりだすことを実現するために必要であろういくつかの個別の課題を示す。

協力的な手段

8-9(略)

目標

10. こうした建設的な関与を通じ、そして思慮深い提案の検討を踏まえ、米国は核軍縮のための環境を創る (CEND)に関する組織された対話を始めることを提案する。米国は、この対話に2つの目標を掲げる。第1に、軍縮のさらなる進展に向けた見込みを阻害する国際安全保障環境の要因を特定し、対処するという具体的な進展を生み出すこと。この結果は、グローバルな平和と安全保障のためにより好ましい状況を再び構築すること、核武装国家間における暴力的な紛争の可能性を減らし、信頼と透明性を高めることに役立つだろう。第2に、2020年再検討会議の成功に貢献するような軍縮へのより実用的な手段を確立すること。この取り組みに参加する他の参加者はまた、CENDプロセスの共通の目的を新たに提案する機会を持つ。

取り組みを実現する

11. CENDの取り組みを始める最初の一步は、2019年準備委員会にある。米国がこの取り組みをどのように実行するかについて説明するサイドイベントを主催する。米国は、政治的、そして地理的な多様性の必要性を加味して、いくつかの国に参加を呼び掛ける。集中した討議を促し、実行するた

めに直接的な参加国の数は限られるが、こうした討議はグループのグローバル・コミュニティとの幅広いやり取りに基づく情報が加味される。自身の視点を提示したい非参加国には、自身のアイディアがCENDプロセスに加えられるように、自身の地域の中、もしくは外の参加国と協働することを奨励する。

12. 環境を創る作業部会 (CEWG) 総会の最初の会合は、今夏ワシントンで開かれる。CEWG総会は、軍縮の見込みに影響を与えている国際安全保障環境に関する問題や疑問のリストを特定する。そして、こうした要素を議論し、対応するサブグループを設立する。こうした要素はさまざまな形式をとっているだろうし、主要な安全保障の課題に関する正直で建設的な説明から派生しなくてははいけない。たとえば、こうした要素は3つの大枠に分けられるかもしれない: (1)核兵器を保有したり、獲得したり、保有数を増加させたいという国家のインセンティブを減らすために安全保障環境を修正する手段、(2)不拡散の努力を支え、核軍縮における信頼を醸成するための、核兵器国と非核兵器国が整備できる制度とプロセス、(3)核武装国家間における戦争の可能性を減らす一時的な措置。

13-15(略)

結論

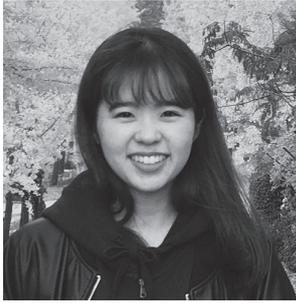
16. 安全保障環境が劣化していることを考慮すると、NPT前文と第6条で示されたような核軍縮の目標に向けた歩みは遅くなっている。進展に対する最も大きな障害への誠実な検討を避けたとしても、グローバルな軍縮議論は、行き詰まり、満たされないものになってきている。CENDの取り組みを進めることで、米国はこの非生産的な対話を断ち切ろうとしている。それは、より安定的な世界の安全保障環境を構築し、軍縮の真の進展への新しい道筋を開き、広く共有された利益を協力的に進進するためだ。米国はこの重要な問題に関する建設的な関与と開かれた対話が、世界を核軍縮に向かわせ、2020年再検討会議、そしてその先に、前向きな結果をもたらすと期待している。

(原文英文、訳:ピースデポ)

出典:

<https://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.III/WP.43>

若者が自由に 交流できる 東アジアを目指して



中村 桃子さん
日韓朝の若者ネットワークを模索

私は横浜で育ち、高校まで横浜の学校に通いました。高校時代にK-Pop（韓国の芸能・音楽）に興味を持ったことがきっかけで、韓国語の勉強を始め、大学から朝鮮半島含め東アジアの様々な問題について研究をすることになります。国際関係や世界史に興味があったので、高校卒業後は東京・多摩市にある恵泉女学園大学の国際社会学科に進学しました。この大学との出会いが、運命だったと思います。大学創始者の河井道は、他の学校では見られない「国際」、「園芸」、「聖書」を大学の3つの柱とし、学部学科に関係なく、「平和研究」、「生活園芸」、「キリスト教学」を全ての生徒の正課に取り入れました。すべては「人を愛する、いのちを育む」という考えから「平和をめざす女性の大学」として「日本女性が世界を知り、偏見をなくし、それに対峙すること」が建学の理念です。

韓国語の勉強を進める中で、隣の国である韓国と北朝鮮について全く知らない自分に疑問を感じ、朝鮮半島の問題について勉強を始めました。大学2年の時に2週間の海外現地研修プログラムを利用して、韓国側の非武装地帯(DMZ)にある板門店パンムンジョンに行きました。そこで初めて国境、戦争、軍隊という日本では体験できない存在を目の当たりにし、衝撃を受けました。さらに、日本では異様な存在だと表現される傾向がある北朝鮮兵士を見て、私と同じ東アジアに住む人間なんだと、自分の洗脳が解けた瞬間でした。引率の韓国人の教授がDMZ内のある一定の区間から同行できなかった時、分断国家の壁を見た気がします。そして、朝鮮半島の分断が日本の植民地支配の影響を受けた現在進行形の問題としてあることに、知らないで終わらせてはいけないと思いました。それから、朝鮮半島の統一問題や、日韓・日朝関係、北朝鮮の国内問題などを勉強しながら、同年代の東アジアの若者とこれらの問題について意見を交わす機会を作ってきました。

大学4年の時に、韓国の東北アジア歴史財団が主催する「日韓つながり直しキャンペーン」という日韓の学生が歴史を学ぶ3泊4日の研修に参加して、韓国の若者とともに韓国で日本の植民地支配の跡が残る現場を巡りました。韓国の学生と、国の枠を超えて、日韓問題や歴史問題についてオープンに意見交換ができたので、南北、日朝もこのような交流が出来ればいいのになと思いました。世界の他の地域をみると、例えばヨーロッパでは、ドイツは二度と残虐な歴史を繰り返さないようにと戦犯をさばき、冷戦構造を終わらせ、歴史清算をしました。一時は分断国家によって移動や交流の自由を奪われた人々がいましたが、ヨーロッパ連合(以下、EU)を設立するまでに至りました。EUのような共同体を東アジアでも作れたらと思っています。そのためには冷戦構造の終結が不可欠ですが、冷戦構造の発端に日本の植民地支配の影響があり、日本人はそのことについてもっと理解をするべきだとの問題意識を持っています。

分断が続く朝鮮半島ですが、その壁を超えてきたのが脱北者の方々です。現在、韓国に入国した脱北青少年(韓国の法律では9歳から24歳)のアイデンティティーについて研究しており、個人的にですが、韓国にいる脱北青少年とネットワークづくりをしています。脱北者と言っても、本人の意志ではなく親に連れられて脱北したり、親が脱北者で本人は韓国出生であったり、海外で生まれて韓国に入国してきたりと「脱北」の背景は様々です。韓国では、よく彼らに「先に来た統一」や「統一の担い手」という言葉が使われます。本人たちのアイデンティティーは多様であるのにもかかわらず、「北朝鮮出身」である脱北者はよく政治利用されてしまいます。そうではなくて、国家の枠組みを超えて個人としてお互いを考えられたら、もっと多様な理解ができるのではないかと思います。

南北間、日朝間は移動や交流が国家によって規制され、移動や交流の自由が認められていません。私は、私たちが歴史と国家の犠牲者であるとさえ思います。言い換えれば、日本植民地支配の犠牲者です。日本、韓国、北朝鮮の若者が自由に移動し交流できる東アジアの実現を目指して、微力ながらも、3か国の若者交流に取り組んでいきたいと思っています。(聞き手・まとめ:平井夏苗)

なかむらももこ

1993年東京都生まれ、横浜育ち。恵泉女学園大学大学院平和研究科2年。修士論文では韓国に暮らす脱北青少年について執筆中。15年日韓ユーススタディツアーに参加後、日韓における学生交流を模索。日韓における諸問題の市民活動にも参加。

日誌

2019.5.6~5.20

作成:有銘佑理、中村桃子

- 5月5日 韓国軍、4日にDPRKが発射した飛翔体数発を、新型放射砲と見解。
- 5月6日 欧米外交筋、イランが核合意の一部破棄検討をしていると警告。
- 5月6日 米、年内に開かれる中東非核会議に不参加を表明。
- 5月8日 イランが核合意の一部を停止。
- 5月8日 参院本会議、自衛隊がカナダ軍と仏軍との間でACSAを締結する案を可決。
- 5月8日 2020年NPT再検討会議の議長にアルゼンチンのラファエル・グロッシ大使が選出される。
- 5月9日 DPRK、飛翔体2発を発射。短距離弾道ミサイルの疑いがあり、そうならば国連制裁決議違反の可能性あり。
- 5月10日 NPT再検討会議の準備委員会がニューヨークの国連本部で閉幕。2020年会議に向けた勧告案採択できず。(本号掲載)
- 5月10日 米国防総省、ミサイル迎撃部隊を中東へ派遣。
- 5月11日 長崎市内にて、長崎平和宣言の内容を検討する第1回起草委員会が開催。
- 5月12日 福島第1原発2号機で温度上昇調査のため注水停止試験。事故後初。
- 5月13日 岩屋防衛相、防衛省の商用衛星が今年1月に故障していたと明らかに。
- 5月14日 陸自金沢駐屯地の第14普通科連隊所属の陸士長を売春の疑いで逮捕。
- 5月15日 イスラエル、ロシア製S-400防空ミサイル導入を決定。
- 5月16日 河野外相、外務省内でイランのザリーフ外相と会談。イランへ核合意の維持を要求。
- 5月16日 佐世保の米軍基地で勤務する日本人警備員が米軍の指示に従い、実弾入り拳銃を持って移動していた事が明らかに。
- 5月16日 アフガニスタンで駐留米軍の誤爆により、警官17人死亡。
- 5月16日 在韓米軍、ソウル龍山の米軍基地にある韓米連合同司令部を京畿道平沢に移転する案を提示。
- 5月17日 防衛省、秋田県と山口県に対し、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」配備の適地と伝達。
- 5月17日 ドローン規制法可決、成立。施設の同意なく空撮ができなくなる。
- 5月17日 岩国基地配備の米軍戦闘機が鳥

好評
発売中

イアブック「核軍縮・平和2018」 —市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ
A5判 298頁/発行:緑風出版

会員価格1600円
一般価格1900円
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本
トピックス:核兵器禁止条約の成立など
新資料24点!!

と衝突する事故が今月7日にあったことを朝日新聞が取材で明らかに。被害なし。

- 5月18日 防衛省、国政報告会で韓国国防省と会談する意向を表明。
- 5月18日 トルコのエルドアン大統領、ロシアと新ミサイル防衛システムの共同生産の意向を明らかに。
- 5月20日 米国防総省、韓国に対空ミサイル94発売却を承認。韓国は約345億円で購入。

沖縄

- 5月10日 キャンプ・シュワブゲート前で辺野古新基地建設に反対する「県民大行動」。県内外から500人以上が参加。
- 5月11日付 宜野座村城原区、深夜～早朝間の米軍機騒音18年度578回(60db以上)。キャンプ・ハンセン内へり発着場に隣接。
- 5月11日 宮古島市上野から「5・15平和行進」出発。陸自宮古島駐屯地内の御嶽前小広場で集会を開き、弾薬庫問題を追及。
- 5月11日 参院沖縄選挙区に安里氏(自民公認・公明推薦)が出馬表明。辺野古移設の是非は言及避ける。
- 5月11日 全国青年司法書士協、辺野古新基地建設即時中止などを求める意見書可決するよう全国1,788地方議会に陳情提出へ。
- 5月12日 在沖米海兵隊員1名を器物損壊の疑いで逮捕。北谷町内で知人女性の車の後部ガラスを素手で割る。
- 5月13日 県議会米軍基地関係特別委代表団、米国大使館でヤング主席公使と面会。北谷町女性殺害事件の抗議決議文手渡す。
- 5月13日 F35Bステルス戦闘機2機、伊江島補助飛行場LHDデッキで夜間訓練実施。別の1機は給油のため普天間飛行場に飛来。
- 5月14日 米軍、うるま市津堅島訓練場水域で初のMV22オスプレイによるパラシュート降下訓練を実施。
- 5月14日 石垣市議会特別委、陸自配備計画の賛否を問う住民投票条例案の審議打ち切り、賛成少数で否決。
- 5月15日 沖縄の日本復帰47年。

- 5月15日付 政府、71年には米軍北部訓練場の遊休化の実態を把握。大幅な返還可能と認識。外務省の解禁済み機密文書に記録。
- 5月15日 松川宜野湾市長、ワシントンで米国防総省・セイガー日本部長代行と会談。普天間飛行場の早期返還を求める要望書手渡す。
- 5月15日 沖縄防衛局、宜野湾市・緑ヶ丘保育園で神谷園長らと面談。3か月間・2～3週間に1回2時間程度の職員派遣を検討。
- 5月16日付 宜野湾市民の血中濃度調査で全国平均の4倍の有機フッ素化合物PFOS検出。汚染源は「基地内」と指摘。
- 5月17日 ドローン規制法改正案成立。自衛隊・米軍施設上空が飛行禁止区域に。報道機関の取材活動も大幅制限の恐れ。
- 5月19日 「5・15平和行進」最終日。行進期間中延べ約3,590人が参加。宜野湾市で「平和とくらしを守る県民大会」開催。
- 5月20日付 米海兵隊太平洋基地、在沖海兵隊施設・区域でのドローン飛行を取材目的を含め「原則不許可」と見解示す。
- 5月20日付 普天間飛行場での外来機離着陸回数、4月度167回。前年同月比2.5倍。6か月連続で100回超え。
- 5月20日 国地方係争委、普天間飛行場の辺野古移設を巡り初会合。自治体の行政運営に対する「国の関与」の違法性を審査。
- 5月20日 辺野古新基地埋立て工費、当初見積り1058億円から247億円増大。14～18年度間の業務契約77件中66件を変更。

今号の略語

ACSA=物品役務相互提供協定
CEND=核軍縮のための環境を創る
DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
ICBM=大陸間弾道ミサイル
INF=中距離核戦力
NPT=核不拡散条約
TPNW=核兵器禁止条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加

join-abolition-japan.dlany@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。



非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.9」(4月23日)「日本の政策:強い制裁維持と信頼醸成は矛盾する」

ブログ: <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>
メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

「北東アジア非核兵器
地帯へ:朝鮮半島非核化
合意の公正な履行に関す
る市民の監視活動」

編集委員

梅林宏道-umebayashihm@nifty.com
湯浅一郎-pd-yuasa@jcom.home.ne.jp
平井夏苗-hirai@peacedepot.org
山中悦子-e.yamanaka@nifty.com

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美帆、有銘佑理、
梅林宏道、田巻一彦、中村和子、
中村桃子、原三枝子、平井夏苗、
宮野史康、山中悦子、湯浅一郎(50音順)